

「自走式駐車場の認定品表示板制度が始まります。」

一般社団法人日本自走式駐車場工業会

当工業会では、2018年1月より認定品表示板制度の実施をスタートすることと致しました。当工業会に加盟するメーカー会員企業(16社)が設計・施工を行う自走式の認定駐車場(※)には順次、本制度に基づく「認定品表示板」を駐車場の利用者の方などが見やすい場所に表示する制度が始まります。

この制度は、認定駐車場が建築基準法で定められた構造の安全性や防災性の内容について、国の厳しい審査を受け、国土交通大臣による「耐火建築物」の認定(一般的に防耐火の認定といわれます)を受けたものであることを明示する制度です。更に、この認定を受けるために当工業会における構造や防災、維持管理上の自主基準をクリアした高い安全性や品質を備えていることを、認定品表示板を通して事業主や管理者、利用者などより多くの方にご理解いただくものです。

この制度によって、利用者の方をはじめ広く一般の方にも、認定駐車場が持つ高い安全性と優れた品質をもっと身近に感じていただくことにより、自走式認定駐車場の社会的認知度の向上と普及を目的としています。

なお、認定品表示板は2018年1月以降に竣工する認定駐車場について、お客様へお引き渡しする前に表示をさせていただきます。

○自走式立体駐車場とは

複数階からなる立体駐車場で、スロープ等を利用して利用者自らが自動車を運転して走行させることにより目的階の車室に駐車させる形式のものです。

○認定駐車場(※)とは

当工業会に加盟のメーカー会員が建築基準法に定める防耐火に関する国土交通大臣の認定(型式適合認定を含む)を受けた自走式立体駐車場を指します。認定駐車場は、構造の安全性や防災性の内容について国の厳しい審査を受け、構造耐力、防災避難、維持管理などに関する当工業会の自主基準にも沿った安全で安心な建築物であり、これを明示するための信頼の証が国土交通大臣「認定品表示板」となります。

○認定駐車場の特徴・メリット

認定駐車場は、①主要構造部である柱・梁(はり)等の鉄骨に耐火被覆を必要とせず、②防火区画や防火シャッター、泡消火設備を不要とする緩和措置を受けて消火設備を簡易にできること、③原則として外壁を設けない開放された構造であり、地震や津波にも強いこと、④基本的仕様が決まっていることによる工事期間の短縮、ひいては⑤建築コストの圧縮を図れるなど多くのメリットを有しています。

(上記に係る問い合わせ先)

一般社団法人日本自走式駐車場工業会

事務局

電話 03(3456)0781

<mailto:info-web@purepa.or.jp>

「認定品表示板」の見本



※B5判サイズ（縦 182mm×横 257mm）